

戸塚区連合町内会自治会連絡会11月定例会 議 題 説 明 書

建築局都市計画課

議題名: 線引き(市街化区域と市街化調整区域の区域区分)の見直しについて
【内容】 線引き見直し都市計画市素案(案)を作成し、リーフレットの配布や説明会等を行いますので、事前にお知らせします。なお、内容は12月下旬頃公表予定です。 ・説明会:1月末から2月上旬まで ・縦覧(閲覧)及び意見書の受付:1月末から2月末まで ・リーフレットの配布開始(12月下旬)とあわせて、区内すべての連合町内会長及び単位町内会長の皆様にリーフレットを郵送します。
【例年あげている議題か?】 前回は、平成28年度9月区連会にて、第7回線引き見直しの素案について、同様に周知方法等についてご説明しました。
【会議に参加している地区連長が、各地区の単会会長に何を伝えればいいのか?】 【各単会の会長に何を依頼したいのか?】(具体的に記入してください。) 事業の内容周知のため、各自治会町内会1部ずつ資料を配布いたします。 また、リーフレットの配布開始(12月下旬)とあわせて、区内すべての連合町内会長及び単位町内会長の皆様にリーフレットを郵送しますので、ご承知おきください。
【その他、注意することなど】

問合せ先

担当部署 建築局都市計画課

担当者名 鶴和、飯島、小池

TEL 671-2658 FAX 550-4913

線引き（市街化区域と市街化調整区域の区域区分）の見直しについて

本市では、線引き（市街化区域と市街化調整区域の区域区分）^{*}について、おおむね6～7年ごとに見直しを行っています。

このたび、全市的な見直しを行うにあたり、都市計画市素案（案）を作成し、そのリーフレットの配布や説明会等を行いますので、事前にお知らせします。

なお、都市計画市素案（案）の内容につきましては、12月下旬に公表を予定しています。区民の皆様への周知方法や時期については、次のとおりです。

■線引きの指定（令和5年11月時点）

※【線引きとは】

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域において、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めています。

【市街化区域】すでに市街地を形成している区域、計画的に市街化を図るべき区域

【市街化調整区域】市街化を抑制すべき区域



市街化区域	市域の約77%
市街化調整区域	市域の約23%

1 周知方法及び時期（予定）

媒体	掲載内容	公表時期（予定）
広報よこはま 全市版	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会の日時・会場など ・縦覧、意見書の受付 	令和6年1月号に掲載
リーフレット	<ul style="list-style-type: none"> ・見直しの内容（概要） （おおむねの位置、基準など） ・説明会の日時・会場など ・縦覧、意見書の受付 	12月下旬から順次実施 ①PRボックス等への配架 ②各戸配布 ・線引き見直し対象地区内 ③地権者郵送 ④区内すべての連合町内会長及び単位町内会長へ郵送 [*]
横浜市ホームページ掲載 （建築局都市計画課HP）	①見直しの内容（概要） （おおむねの位置、基準など）	①12月下旬掲載
	②見直しの詳細内容 （位置、区域、用途地域等）	②1月末掲載
説明会	上記①、②の内容	1月末から2月上旬 （詳細は裏面参照）

※ 12月下旬頃に建築局都市計画課から直接郵送

<参考> 詳細は 12 月下旬郵送のリーフレットをご確認ください。

2 説明会について

(1) 会場及び日時


日時	会場
1 月末から 2 月上旬	関内ホール、他 5 箇所

※各日とも説明内容は同じです。

(2) 動画配信

令和 6 年 1 月末から 2 月末まで

横浜市 線引き見直し

検索 

※内容は説明会と同じです。

3 市素案（案）の縦覧（閲覧）及び意見書の提出について

(1) 縦覧（閲覧）期間

令和 6 年 1 月末から 2 月末まで（土日祝を除く）

(2) 縦覧（閲覧）場所

見直し候補地区の詳細（位置、区域、用途地域等の都市計画を含む）の図面を次の場所で確認することができます。

建築局都市計画課	市全域の市素案（案）を縦覧できます。
区役所区政推進課 （中区を除く）	各区の市素案（案）を閲覧できます。

※都市計画課ホームページでも市素案（案）の概要をご覧になれます。

(3) 意見書の提出先

建築局都市計画課

(4) 意見書の提出方法

郵送、持参又は電子申請

(5) 意見書の提出期限

令和 6 年 2 月末

4 問合せ先

建築局都市計画課 鶴和、飯島、小池 TEL：671-2658